

令和2年度 第2回大山崎町手話言語及び聞こえに障がいのある人の
コミュニケーション手段の促進に関する条例制定検討委員会 議事録

令和2年11月16日(月) 9:30～
大山崎町役場3階中会議室

○次第

1. 開会
2. 審議
 - 1) 第1回条例制定検討委員会以降の委員からのご意見について
 - 2) 条例最終案について
 - 3) パブリックコメントについて
3. その他
4. 閉会

○議事

(質疑応答)

委員：漢字表記の「害」には、やはり抵抗があります。そもそも「障害者」という言葉に「碍」の漢字が使用できなくなって「害」を使用した経緯はわかりませんが、障がい者自身が社会の害という意味ではないので、漢字の害の意味が、何を表しているのかを考えないといけないと思います。

委員：ひらがな表記がいいと思っていましたが、今日お配り頂いた括弧書きの修正案を見ると、こちらもいいと思い、正直迷っています。皆さんのご意見も聞かせていただけたら嬉しいです。

委員：漢字表記という考え方は変わっていません。今まで障がいの「害」という意味を深く考えることはなく、いつも当たり前のように「障害」という言葉は身近にありました。社会の中ではまだまだ障壁が残っている状況の中、ひらがな表記にすることに抵抗を感じています。社会の中では、障がいの有無というところで、お互いのことがまだ理解できない部分はあると思います。漢字表記がいいと思いますが、それぞれいろんな意見をお持ちの方がいらっしゃいますし、今日配られたひらがな・漢字併記もなるほど、こういう書き方もあるのかと思いました。少し考えてみますが、できれば漢字表記の方が良いと強く思っています。

委員：全国の条例などを調べてみました。やっぱりひらがな表記が多いようです。

当事者から「害」の漢字表記に対して抵抗があるとの意見があり、ひらがな表記になった経緯があるとは思いますが、私としては当事者の意見を最優先にしてはと思います。

委員：障がいに関して、特段勉強してきた訳ではなく、よくわからないことがたくさんあるのですが、伺っているとひらがな表記は、「精神障がい」「知的障がい」を含めた広範な

表記なのかなと。今ここで議論されている聞こえの障がいとなると、もう少し狭い範囲で捉えて考えてもいいのではと思います。ですがどっちがいいのかとなりますと、当事者の立場に立つべきだというのもそうだなと思う面もありますし、広く町として言葉の整理もしながら条例づくりにつなげていくという流れで言えば、ひらがな表記で統一していくということもあり得ないとは言えない。答えはないんですけど、どなたかうまく整理していただければと思うんですが、「障がい者」という場合と「障がい」という場合で言葉の選び方も違って来る気がします。

委員：ひらがな・漢字併記がいいと思います。手話に関わるものとして、一つの漢字・手話でもいろんな意味があるということから、敢えて併記することがいいと思います。

委員：イメージ的にひらがな表記をと思っていましたが、漢字表記の意味合いを改めて説明いただくとやはりうなずいてしまいます。併記の案を見た時に「あ、これが一番いいのかな」と思いました。書き方もひらがな表記が先で漢字表記を括弧書きにするところを、パブリックコメントに諮る時にこれを見られた地域の方々が「なんでここがひらがなになっているのかな、漢字になっているのかな」と個々に考えられると思うので、私はこの併記案がいいと思います。

委員長：併記の案がいいということと、社会に対しても問題提起ができるといったご意見ですね。私もこの併記案については、あまり見たことがないなというのが正直なところ。今の皆さま方のご意見は、3つのパターンに分かれるかなと思います。

「害」の漢字、「がい」のひらがな、併記というところにつきましてもう少し議論を重ねたいと思います。

委員：皆様のご意見をお聞きして、併記の案は、今までこういう表記をされた条例はないので、しっかり議論した結果であるということ、町民さんにお知らせができるのではと思います。併記案がいいと思います。

委員：いろんなご意見をお聞きしたので、もう一度頭の中を整理してから決めたいと思います。漢字表記がいいという理由を改めてお伝えします。ひらがなに変えることが簡単に社会を変えるという意味になりはしないか、私たち障がい者としては、そう勘違いされるのではないか、ひらがな表記をすることだけで、社会のみなさんが「障がい」や「差別」がなくなったように捉えるのではないかということが心配なので、漢字表記にしたいと思っています。今日いただいた併記案についてまだ議論途中ですが、私のわがまを言いますと、漢字が先でひらがなが括弧書き「障害（がい）」のほうが良いと思います。「害」の漢字表記に、思いを強く持っています。

委員：迷っています。当事者の深い思いを尊重すべきだと思います。しかし併記案もいいなとも思います。

委員：悩ましいですね。しかし障がいのある方ご本人のご意見というのは最も尊重すべきだと思います。

条例の中に「共生社会」という言葉を入れたいとお話の中にあつたように、障がいのあ

る方だけの条例ではない、障がいのない人も、障がいのある人も、この条例案の中でいうと「心豊かなコミュニケーションができるようにしていきましょう」と、「一緒にやってみましょう」ということと言うと、歯切れは悪いんですが、見たこともない表記で気持ちは悪いんですが、この議論のざわつき感の意義を伝える意味でも第3案の「障がい(害)」で、しかも表記の仕方からいうと、ひらがなが先で、括弧で漢字の表記の方が、一般的に意味が伝わりやすいと思いますので、この案に落ち着きつつあります。

委員：括弧書きの併記案を見て違和感がありました。まだ検討中の案の様に感じてしまいます。条例としての表記はどちらかにしたほうがいいと思います。併記されるとなぜ？と思われるのではないのでしょうか。今までにも正式な文章としてないと思います。曖昧な時や検討中では併記もあるでしょうが。

委員：当事者の意見を尊重したいです。漢字表記のあとに括弧書きのひらがながいいのかなと思います。皆さんが注目してくれるのではないかと思います。

委員長：併記につきまして事務局からいかがでしょうか。

事務局：条例策定にあたって、こうやってみなさんのご意見を幅広く聞いて、内容や言葉の表記などを決めていきたいと思っております。今まで大山崎町は、計画などでひらがなを使ってきましたけれど、今回の条例のなかでは、皆様方のお考えを尊重して表記するという事は、一定の整理がつくと思っております。しかし、今回の条例を機にして、今まで使っておりました計画などの表記もこの条例に合わせていくという検討が必要になるのではないかと考えております。流れとして、今まで計画にひらがなを使っていたので、この条例でもその流れで、ひらがな表記でお願いしたいということは一切ございません。改めて、こういう機会にもう一度、表記の部分から考えていただいたという貴重な機会だと思っております。併記がどうであるかということにつきまして、例規上、括弧を使って説明しているというのはおかしい事ではありませんけれども、固有名詞としての「障害」以外はその表記を使う、ただし、条例中ですので言葉の意味を定義する必要があるかと思っております。違和感を持たれない読み方をしてもらい、誰もが同じ意味で捉えてもらえるような読み方をする必要があります。

定義を仮に1文設けるとして、どういう趣旨でこういう表現を使っているかということ、前文のところで理念などを説明しているところがちょうどございまして、今出たような意見を問題意識として捉えて、表現としてはこうやっていくというような形で、前文の中でひとつ説明することで、読み取る方に変な誤解も招かず、我々の思うところを読み取っていただくということができないのではないかと思います。今日のご提示した資料のなかでは、この辺りまで前文に書き込めておりませんが、お時間頂戴して、前文に書き込んだうえで、漢字・ひらがな、どちらが先か、どちらを括弧の中に入れるかというところは決まっておりますが、併記ということで一定のご理解がいただけるのではないかと思います。

委員長：追加等のご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

いろんなご意見がありますが、三つに分かれています。

条例として制定していくという過程で考えてみますと、この場で決定していく必要がございませう。その中で、皆様方からの一番多いご意見としては併記案が多いのですが、併記案で進めていくということに関しましてご意見いかがでしょうか。ただし、先ほど事務局からありました、漢字を先にするのかひらがなを先にするのかというところでは、さらに議論を進めて、表記の趣旨に誤解がないように記載をしていくというところですか。いかがでしょうか。

委員：先ほどから漢字の「害」を強く希望しているのですが、委員がおっしゃったように、障がいのある人ない人と共に歩んでいきたいわけですね。理念からそれることなく表記についても考えていきたいと思っています。漢字とひらがなを併記して、前文の中に表記の趣旨を書き加えるというのがいいのではないかと思います。ただ、漢字が先でひらがなを括弧書きにするということには拘りたいと思います。

事務局：ひらがなを先にした案をとりあえずお示ししておりますが、今、大山崎町では「障がい福祉計画」において、ひらがなを使っておりまして、ひらがなは使っているけれども問題意識として漢字を併記するという意味で、ひらがなが先、括弧に漢字という案をお示した理由のひとつです。もうひとつの理由として、漢字を先にするるとただ単純に読み仮名を括弧書きしているというような捉え方をされては、全く意味が違ったものとして伝わってしまいます。ただし、前文のところに説明書きを加えることで、漢字が先にきたとしても、しっかりと意味が伝わるのではないかと考えております。

委員：併記の仕方を漢字で「障害」と書いて括弧で（障がい）と表記することによって、ルビと捉えられるような誤解は招かないのではないかと思います。

委員：それでしたら誤解なく伝わると思われます。ただ少しずつ文字数が長くなりますね。条例名も同様に長くなりますね。

委員長：整理をします。漢字とひらがなの併記というところで皆様方よろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

委員長：では、本日お配りした併記案で承認いただけるということでもよろしいですか。

委員：（異議なし）

委員長：ありがとうございます。あと、障がい福祉計画と合わせていくという意味で、ひらがな表記に括弧書きで漢字の害、そしてその旨の内容を条例の冒頭の部分で記載をしっかりとっていくという案についていかがでしょうか。

1. 障害（障がい）
2. 障害（がい）
3. 障がい（害）

このように三つの案がございませう。

資料においてお示したのは一番下の案となります。今ご意見をいただいたのは1番と2番の案となります。このあたりのご意見はいかがですか。

委員：1番がいいと思います。

委員：私も1番がいいと思います。趣旨からそれずに、丁寧に町民のみなさんに意味が伝わるように思います

委員：いろんなご意見をお聞きして、私も1番がいいと思います。

委員：1番がいいと思います。前文に議論の背景というか、言葉の選択の、議論の背景が見て取れるというのが一番重要ですので、なるほどと思いましたし、議論の背景がしっかり入ればどの案でもよいと思います。「障害（障がい）」の表記は、言葉の選択をどうして議論したのかということについても分かりやすくなりますし、ルビなのか単純な漢字の変換なのかという紛らわしさもなくなると思います。

委員：私もご意見をお聞きして、なるほど、いい案だなと感心いたしました。1番がいいと思います。

委員：1番がいいと思います。表記が長くなるとのご心配も無用だと思います。

委員長：皆さんのご意見を聞きますと、1番の「障害（障がい）」が、この議論の内容、また社会に伝えたい内容が、しっかり伝わるということで、この表記で記載していきたいということですが、事務局いかがでしょうか。

事務局：ありがとうございます。ではこの表現を使わせていただいて、前文のところに、今回頂いた議論を如何に盛り込んでいくかというところは宿題とさせていただき、案が完成次第、皆様にお目通しいただくように進めて参ります。

委員長：議論いただいた内容を整理いたしますと、この併記案で進めていく、その併記の言葉につきましては、「障害（障がい）」で記していくということでございます。

ここまでのところで、ご承認いただくということでもよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

委員長：ありがとうございます。非常に難しい言葉の選択ですが、社会的には、おそらく個人的にこのような表記は目にしないので、大きく社会に対して発信ができる言葉ではないかと感じております。続きまして、今の議論を受けまして、条例の名称の議論に進めて参ります。資料3のところでも事務局から説明がありましたように1番目は仮称の通り、2番目は「心豊かな共生社会の実現を目指す条例」、3番目は「聞こえの共生社会を目指す条例」ということです。ここの障がいの「がい」についても条例の表記に合わせて併記と理解してもよろしいでしょうか。

事務局：その通りでございます。

委員長：ありがとうございます。条例名につきまして、資料の③に三つの案が示されておりますが、こちらについても意見交換をして最終決定をしていきたいと思っております。皆様からのご意見いかがでしょうか。

委員：③案がいいと思います。「共生社会」はいいと思いますが、「心豊かな」と「聞こえ」という違いについてのところです。本当は、心豊かな障がい差別のない社会を目指すというのがいいのですが、手話言語とコミュニケーション手段の条例であるということ

から、「聞こえの共生社会」のほうが良いと思います。

委員：②案が良いと思います。仮称の中に、条例のすべての情報が入っていて、当初はこの条例名が良いと思っていましたが、大山崎町は優しい町なんだ、将来優しい町になるんだと子どもたちにも知ってもらいたいので、「心豊か」という言葉を見た時に「優しさ」とか「希望」とか、将来こんな町になってほしいという望みみたいなものが入っている気がして、②案を選びました。

委員：「心豊か」という言葉は優しい感じはしますが、これはすべての障がい者に繋がる基本理念的な考えもあると思いますので、今回は聞こえに関する条例なので、③案が良いと思います。前文で説明はしているものの、聞こえに関しての共生社会なんだと再確認できるような、③案が良いと思います。

委員：私も当初は②案が良いなと話していましたが、今、他の委員のご意見をお聞きして、言葉として読んでいくと、「手話言語と、障がいのある人のコミュニケーション手段の促進」というところは発信していくこと、「聞こえの共生社会」というのは情報を得るほう、受け手側で、という私の理解です。ですので、発信もするし、情報も得られるところから、③案が良いのかなと思いました。

委員：①②③の中でいうと、③案が良いと思います。②案の「心豊かな共生社会の実現」というのは、大山崎町でいうと、町民憲章のような広い言い方で、もちろんそれは何を通じてでも目指すことだとは思いますが、条例の名称として使用するの、せっかく仮称に言葉を足すのに説明的になっていないと思いますので、言葉を足すのであれば「聞こえの共生社会の実現」ということだろうと思います。個人的に「共生社会」という言葉としていかがかなというのは少しあるんですが、代案がないんですね。いかがかなと思う理由ですが、1980年代初めごろにこの言葉に出会うんですが、その当時サラリーマンを、マーケティングをやっている、「競争社会」が基本にあった時代に、生物学の概念を取り入れて、いや、競争するのではなくて共に生きていくように、お互いの商売をしたほうが結果いいんだよねという概念が導入されたんですね。ですから、時代的にはかなり時間は経つんですが、若干ここで共生社会という言葉を持ってきたときに、ちょっと手あかにまみれている感がありまして、どなたか変わる言葉を提案していただけたらすぐ乗りますが。

「聞こえの共生社会」という言い方で、はっきりと条例の内容がわかる名称の方がいいかと思います。

委員：どんな条例名の案が出されるのかと楽しみにしていました。ぱっと見たイメージでは③案という第一印象です。やはり聞こえに関する条例なので、中身がはっきりと表れているほうが良いのではないかと思います。②案の「心豊かな」というのは曖昧な言葉ですが、基本理念の第1条にそういう言葉が入っておりますので、これでもおかしくないとも思ったり、個人的には悩んでいたんですが、今は③案が良いと思います。

委員：「共生社会」という言葉を調べたりしていたんですが、私は皆さんと意見が違い、1

案の仮称の通りの条例名でと思いました。というのは、前文のところでも、共生社会について書いてございますので、条例の名前の表記なので、そんなに長い文章はどうなのかなというのが根本的にありました。①案の仮称の通りがいいと思います。

委員長：なかなか難しいところかと思えます。今までのご意見を受けて事務局いかがでしょうか。

事務局：ありがとうございます。それぞれのご意見をおうかがいしまして、本当によく考えていただいているということが良く伝わってきました。本当にありがとうございます。最終はいずれかに決めないといけないのですが、名前は名前で決めるとして、実際この条例をいたるところで表現することになるかと思えます。このままを読み上げて説明することが、特に話し言葉の時に頻繁にあると思えますが、一字一句読み上げて説明していくとどんな感じになるのか、実務上においては略称ということも用意しておかないと難しくなってくることもあっております。略称を使う場合は、今いただいた皆様のお考えをしっかりと意識した上で、適切な言葉があるならもれなく表現をしないと、せっかくのこの議論が水の泡となりかねません。我々が実務をしていく中で台無しにしてはいけない、気を付けないといけないと思っております。その上で、略称を使って話していくことが多くなると思えますので、正式名称としましては、ある程度長くなっても良いのではないかとことがまず一つございます。②と③で、幅広くという「心豊かな」と、この条例にマッチした「聞こえの」というところで分かれているかと思うんですが、どちらも本当にその通りだなと思えますので、皆様でご協議いただきたいと思えます。「共生社会」という言葉の代案があるかというところでは、他市町村の条例を見ておりますと「共に自分らしく暮らす」「つながる」など、近しい意味合いを表した別の言葉を使っておられる事例がございました。今の言葉も参考に、もう少し膨らませて考えいただく事が可能でしたらお願いできればと思えます。

委員長：条例名のある一定の長さについては大丈夫ということでございます。「共生社会」という言葉に代わる言葉としては「共に自分らしく暮らす」とか「つながる」といった言葉が他のところの条例名に入っているということ、そして②案は大山崎町全体を表しているがすべての人という意味でいいのではないかというご意見と、③案については、大山崎町の、特に「聞こえ」ということでしっかり内容や主旨を表していくということで③案がいいというご意見と、今3つに分かれています。この件について、改めてご意見がありましたらよろしくお願いたします。

委員：「共生社会」という言葉について違和感があるとのことですが、改めて理由をお聞かせいただけませんか。すみません、頭の中が整理できていなくて。

委員：素直に考えると「共生社会」という言葉は大変いい言葉だと思っております。ただ、たまたま私個人がこの言葉に出会った経緯が、ビジネス上の言葉として出てきたので、少しビジネスの手あかがついたような言葉に、私自身が感じてしまうので、できたら違う言葉に言い換えられたらいいなということだったんです。言わないほうが良かったか

もしれませんね。①案がシンプルでいいというご意見ですが、常識的に素直にそう感じるんですが、もともとこの議論の中でずっと出てきている流れとしては、やっぱり障がいのある人となない人との関係をちゃんと作っていかうということはどう表現するのかというところを議論しているわけで、そう意味でいうと①案はそのあたりが全く欠落していることから、委員から「共生社会」という文言をとの声が出たものと思っていますので、そういう意味では「共生社会」という文言は必要だと思います。そこで、②案と③案を比較した時に、②案は確かにそのなんですが、非常に広範な理念を語っているので、より条例の内容に近い③案のほうが良いと思います。

委員：「共生社会」という言葉は、私たちは聞きなれていますが、「障がいのある人ない人」「共に自分らしく生活できる社会の実現」などの表記をされているところもあります。しかし、さらに長い条例名になってしまうので、一般的には「共生社会」という言葉が理解されやすく、共に生きていくという意味で捉えてもらえるのではと思います。

委員：③案をお願いします。少し残念ではありますが。ひとつだけいいですか。「心豊かな共生社会」という表現に惹かれるのは、今、小学校や中学校で手話などの勉強をされていて、子どもが学んだことをお父さん、お母さんに繋いでくれて、将来は大山崎町も、手話って大事だね、みんな手話で話ができたらいいなとなってほしいという自分の希望をずっと持っていたものですから、すみません。

委員長：子どもから繋いでいくというところは、社会全体を考えた時には非常に重要なことだと思いますので、今のご意見は大切なご指摘かと思います。

委員：③案の「聞こえの共生社会」が気に入っています。

委員：皆さんのご意見を聞いて、やはり③案かなと思います。

委員：シンプルな①案を推していましたが、皆さんのご意見を聞いていて、一般的に分かりやすい「共生社会」という認め合う社会の実現を目指すという意味で、③案がいいと思いました。

委員：初めにお話しした通り、③案でお願いしたいのですが、③案で何か違和感などをお持ちの委員はいらっしゃいますか。

委員長：概ね、③案でというご意見でまとまってきていると思います。事務局、いかがでしょうか。

事務局：皆様、大変活発で建設的なご意見ありがとうございます。③案でまとめていただいてありがとうございます。ここで、「障がい」という表記につきまして、先ほどの「障害（障がい）」に書き換えたもので、条例名を決めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

委員長：皆様からご意見いただいたように、今回条例の名称というのは③案で承認ということで進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

委員長：それでは「障がい」の表記は、先ほどご説明のあった「障害（障がい）」という表

記になるということでございます。ここまでが、概ね二つの重要な議論でございました。
委員：パブリックコメントについてです。対象者のところに「町内に住所を有する者、町内に通勤する者、町内に事務所又は事業所を有する者」とありますが、手話サークルは「乙訓手話サークルでんでん虫」として、乙訓全体で活動しています。そのような団体からの意見が反映できるようにご配慮いただけないでしょうか。向日市の手話言語条例が制定されたときも市町を越えて意見を出させていただきました。

事務局：大山崎町パブリックコメント手続きに関する要綱上では、「町内に住所を有する者、町内に通勤する者、町内に事務所又は事業所を有する者、その他パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する者」とあります。利害関係を有するとは、関りのある方という意味合いで捉えていただければと思います。この条例ができることによって、影響・関りがある方という意味でご承知ください。ですので、対象とさせていただきます。募集記事についても、追記して修正いたします。